

# 設計・施工の際の留意事項

令和6年3月版

■以下のリスク・確認事項等を考慮のうえ、保育を行う場として安全性を確保してください。

■対応困難な項目がある場合は、こども施設整備課担当者までご相談ください。

リスク	確認項目	対応策（例）
転落	<p><input type="checkbox"/>屋上園庭、バルコニー、階段などにこどもが転落しそうな隙間、場所が無いか。</p> <p><input type="checkbox"/>屋上園庭のフェンスは乗り越えられない仕様となっているか。（高さ、形状）</p> <p><input type="checkbox"/>階段や掃出し窓には転落防止措置が取られているか。 ※日常的に使用するバルコニーやテラスにつながる外部階段も含む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・隙間を塞ぐ、小さくする 等</li> <li>・フェンス上端を折り返す(忍び返し等)、足掛けができるようパネルを張る 等</li> <li>・高さは概ね1.8m以上とする(上端を折り返してあれば高さは概ね1.5m以上)</li> <li>・縦格子形状の場合、間隔は11cm以下とする。</li> <li>・階段の昇降部分に木柵※等の設備を設置する ※柵の高さは概ね1.2m以上とし、鍵をこどもが容易に開けられない構造とする ※昇降部分に設置できない場合は、至る経路に侵入防止柵(ベビーゲート等。高さ90cm程度)を設置し階段に容易に近づけない構造とする ※上階に保育室等がない場合でも昇り口に設置すること</li> <li>・階段に通じる保育室等の出入口を施錠できる構造とし、階段に容易に近づけない計画とする 等</li> <li>※施錠位置の高さは概ね1.4m以上とする</li> </ul>
飛び出し	<p><input type="checkbox"/>保育室等の施錠位置はこどもの届かない場所に設置されているかどうか。</p> <p><input type="checkbox"/>敷地の出入口に飛び出し防止措置が講じられているか。</p> <p><input type="checkbox"/>外周部分フェンスに隙間などはないか。</p> <p><input type="checkbox"/>フェンスを乗り越えられないか。（高さ、形状）</p> <p><input type="checkbox"/>自動ドアの場合、センサーはこどもに反応しない高さとなっているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出入口はオートロック(モニタ付き)設備を設置する 等</li> <li>・保育室等の施錠位置はこどもの手が届かない高さ(概ね1.4m以上)とする 等</li> <li>・敷地の出入口にフェンス、門扉等を設ける</li> <li>・間を塞ぐ、小さくする 等</li> <li>・フェンス上端を折り返す、足掛けができるようパネルを張る 等</li> <li>・センサーの高さを変更する</li> <li>・タッチ式の場合、こどもの手が届きづらい位置とする 等</li> </ul>
指挟み	<p><input type="checkbox"/>こどもの指が入りそうな隙間がないか。（引き違い戸の建具間含む）</p> <p><input type="checkbox"/>こどもが出入りする部屋の扉や窓に「指はさみ防止措置※」がされているか。 ※保育室の出入口、収納扉、児童用トイレ、ベビーゲートなどこどもが通常出入りする場所等 ※こどもが手の届かない腰窓など、怪我リスクが低い窓については、確認不要</p> <p><input type="checkbox"/>エントランスドア(特に自動ドア)は戸袋に挟まれない構造となっているか。</p> <p><input type="checkbox"/>保育室等の扉にこどもが手を掛けた状態にもかかわらず扉を開けることはないか。</p> <p><input type="checkbox"/>壁・床の点検口(フック等)はこどもの手の届かない位置に設置されているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・極力、隙間を生じさせない もしくは巻き込まれないように空ける ・隙間をシーリング等で塞ぐ 等</li> <li>・こどもの指が挟まれない高さの「指挟み防止」を設置する</li> <li>・ソフトクローズの措置をとる</li> <li>・フィンガーガードを設置する</li> <li>・ストッパーを設置する</li> <li>・挟みこみ部のカットや蝶番部の隙間をなくす</li> <li>・引戸の取手と枠の位置を調整する</li> <li>・引戸の戸尻の隙間をなくす 等</li> <li>※防火戸等指挟み防止措置金物等が設置できない場合(扉に加工すると認定品でなくなる)には、閉まる速度等を調整する。</li> <li>・ハンガードアと床の隙間にも留意</li> <li>・こどもが挟まれないように柵の設置する等</li> <li>・保育室等の開き戸、引き違い戸ともに反対側を目視できるよう下部にのぞき窓を設置する 等</li> <li>・物入れや収納等の中に収める</li> <li>・床点検口枠に触れた時に引掛けが生じない</li> <li>・フック等は指挟みにならない構造にする</li> </ul>

		等
飛散	<p><input type="checkbox"/>ガラス・鏡は、飛散防止措置(強化ガラス、網入りガラス、アクリル製も可)がされているか。 (地震時の破損、子どもの追突などを想定)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調理室のガラスはアクリル製としない</li> <li>・外気面のガラスには目隠しフィルム等を貼る(後付けすると日差し等の熱により膨張し破裂する恐れがある場合もあるので注意)</li> <li>・子ども目線のガラスには衝突防止用シール等を貼る</li> <li>・シースルーカラー等採光に配慮する 等</li> </ul>
怪我	<p><input type="checkbox"/>エレベーターは子どもが自由に操作できる状況ではないか。 ※給食用小型昇降機にも注意</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが室内側の昇降ボタンを操作できないように操作パネルに鍵を設置する</li> <li>・エレベーター前に侵入防止柵を設置する 等</li> </ul>
	<p><input type="checkbox"/>建具・床の木部のさくれ、角端部、突起物がないか。 <input type="checkbox"/>壁や金属の角端部などに鋭利な部分がないか。 ※エントランスの事務室カウンターの角なども注意</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕上げを円滑にする</li> <li>・角面をとる／コーナーガード設置する 等 ※R加工の場合、基本的に10R以上</li> </ul>
	<p><input type="checkbox"/>手洗い器下部(配管部分)がむき出しで子どもが触ることにより怪我をしないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カバーを取り付ける 等</li> </ul>
	<p><input type="checkbox"/>消火器等がむき出しで、子どもが触ることにより怪我をしないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・壁埋込や、上部から持上げて取り出すなど子どもが容易に触れないように設置する 等</li> </ul>
	<p><input type="checkbox"/>画びようの使用を前提とした掲示スペースとなっていないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マグネット式の掲示板にする 等</li> </ul>
感電	<p><input type="checkbox"/>コンセントが子どもの手が届く低い位置にないか。 (保育室、園庭部分のみで可) ※医務スペースが事務室にある場合は子どもの手の届く範囲について配慮されているか</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・壁面上部(概ね高さ1.4m以上)に設置する</li> <li>・配線工事対応が困難であれば、感電防止コンセントカバーやシャッター付きのものを設置 等</li> <li>※コンセントキャップは、不可(誤飲リスクあり)</li> </ul>
	<p><input type="checkbox"/>転倒、動きそうな可動家具はないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家具の転倒防止、可動家具の固定方法確認等</li> </ul>
地震	<p><input type="checkbox"/>落下したら子どもが怪我をしそうな大きな備品などが棚のうえなどに置かれていないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・棚の上に重いものを置かない</li> <li>・軽微なものを置く際は滑り止めを設置する 等</li> </ul>
	<p><input type="checkbox"/>吊戸棚等、高い位置にある収納の中身が飛び出してこないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震ラッチ(ストッパー)等を設置する 等</li> </ul>
	<p><input type="checkbox"/>照明器具が蛍光管の場合、落下防止措置は、されているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・蛍光管落下防止カバー 等</li> </ul>
	<p><input type="checkbox"/>防災備蓄品(3日分必要)を保管するスペースはあるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・倉庫を設置する 等</li> </ul>
	<p><input type="checkbox"/>建物周囲は雨や水遊び等でぬれた場合でも滑りづらいか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滑りづらい素材で仕上げる 等</li> </ul>
不審者対策	<p><input type="checkbox"/>不審者の侵入に対策がされているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・門扉の電子錠化や、手の届かない位置にサムターンがあるなど、外部から容易に開けられない構造とする</li> <li>・防犯カメラを設置する 等</li> </ul>
	<p><input type="checkbox"/>園庭(特にプール遊び場)について、外部からの目隠しができているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目隠しフェンスを設置する</li> <li>・植樹をする 等</li> </ul>
車両の誤突入	<p><input type="checkbox"/>1階保育室に車両等が誤って突入してこないような措置ができているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・U字ガードレール設置する</li> <li>・バリカー(車止めポール)など堅牢な構造物を設置する 等</li> </ul>
感染症	<p><input type="checkbox"/>便所の数は適切か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2歳児以上定員10人に対し、幼児用大便器1個以上とする</li> <li>・調理職員用便所は専用とし、職員・来客と兼用としない</li> </ul>
	<p><input type="checkbox"/>手洗い設備は適切か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童用、職員用、調理職員用便所には、衛生面への配慮から各便所内に手洗いを設置する ※児童用と職員用を一体で整備した場合は</li> </ul>

		<p>手洗いの兼用可</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ロータンク手洗いのみでの対応は不可</li> <li>・保育室等用の手洗いは幼児の生活習慣の指導が行えるようなるべく保育室内に設置する</li> <li>・調理室内に、調理員専用の手洗いを設置する</li> <li>・汚物等を扱う部屋には衛生面への配慮から手洗いを設置する 等</li> </ul>
近隣問題	□空調機の室外機や調理室の給排気は、設置位置や方向が近隣に影響がない計画になっているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣の状況と保育所の位置関係を踏まえて、設置位置や方向を決定する</li> <li>・室外機外周への防音パネルの設置、排気ダクトの延長 等</li> </ul>
	□窓の位置は、近隣へ配慮した場所であるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣に配慮し、窓の位置を決定する</li> <li>・型ガラス等を採用、目隠しフィルムを貼る、ブラインドを設置する 等</li> </ul>
	□バルコニーや屋上園庭の位置は、近隣へ配慮されているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣の状況と保育所の位置関係を踏まえて、目隠しパネルや防音パネルを設置する等</li> <li>※フェンスに後付けで目隠しシート等を貼る場合は耐風圧に注意</li> </ul>
	□屋外遊戯場等の表面仕上げは飛散しにくいものか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飛散しにくい仕上げ材を採用する 等</li> </ul>
設備の不備	□ドアや手すりが頑丈についているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・完成後に実際に搖すってみるなど、取付けの状況を確認する 等</li> </ul>
	□ドア・窓のサッシ等の開閉はスムースか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・完成後に実際に開閉してみるなど、建付けの状況を確認する 等</li> </ul>
	□カーテン、じゅうたん等、掲示板は防炎物品になっているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所は消防法上の特定防火対象物であるため、カーテン、じゅうたん等、掲示板は防炎物品の必要がある</li> </ul>
	□保育室等を3階以上に設ける場合、以下の要件を確認。 ① 調理室の建具は特防か。 ② 壁及び天井の仕上げは不燃材料か。 ③ 建具等で可燃性のものは防炎処理が施されているか。 ※1・2階も保育所である場合には、1・2階も適合しているか確認。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準条例第42条(7)エ・オ・クに対する適合確認</li> <li>・3階以上にある保育室等だけでなく、すべての階の仕上げ・建具等が対象</li> <li>・②は壁の1.2m以下も対象だが、窓枠・巾木等は対象外</li> <li>・③は表面材が建築基準法に基づく難燃材料、若しくは消防法に基づく防炎性能を持つ材料で全面が覆われていること、または薬品による防炎処理が全面に施されていることとする。</li> </ul>
	□調理室の空調設備は戸を閉めた状態で稼働させたときに音が気になったり、開閉が重くなったりしないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育に支障があると感じた場合には、風量調整等で調整ができるようにする 等</li> </ul>
	□大型遊具は安全なものが選定されているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型遊具は「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014」に適合していることを原則とする</li> <li>※大型遊具：ぶらんこ、すべり台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、複合遊具、その他これに類するもの</li> <li>※認可時にSP表示認定企業が取り扱う製品か確認します</li> </ul>
遊具での事故	□保育者、施設管理者が大型遊具の使用方法、点検方法等を理解しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計・施工者が、引き渡し時に使用上の注意、日常点検・定期点検についてしっかりと説明を行うこと</li> </ul>
	□完了検査までに保育室内VOC検査、水質検査を完了し、規定値以下であること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準値を上回る場合は、保育室の使用開始は不可。時間に余裕をもって検査を行うこと</li> <li>・結果は速報でも可</li> </ul>
その他	□お散歩バギーやベビーカーの収納場所はあるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配慮し計画する 等</li> </ul>
	□加湿器等保育環境を整えるのに必要な備品の置き場所はあるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配慮し計画する 等</li> </ul>